

平塚市資源再生生物回収及び売払い業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、平塚市（以下「本市」という。）が、本市内の一般家庭及び本市公共施設の一部から排出される資源再生生物（以下「資源再生生物」という。）の回収及び回収した資源再生生物の売払い業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

2 本業務の履行

受託者は、契約書、本仕様書、提案書及びその他関係書類に基づき、本業務を効率的、経済的かつ確実に履行しなければならない。

3 本業務の場所

本業務の場所は、次のとおりとする。

(1) 資源再生生物の回収

ア 本市全域に設置された資源再生生物の集積所（以下「集積所」という。）

イ 平塚市庁舎本館、平塚市庁舎別館、中央図書館、北図書館、西図書館、南図書館、平塚市美術館、中央公民館、休日・夜間急患診療所・消防署及び市立小中学校（以下「市公共施設」という。）

(2) 資源再生生物の搬入先

ア 平塚市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）
（平塚市四之宮7丁目3番5号）

イ 各売払い先

ウ 受託者が本市内に設置する回収センター（以下「回収センター」という。）

(3) リサイクルプラザで選別した資源再生生物の搬出

リサイクルプラザから受託者もしくは売払い先が搬出

(4) 資源再生生物の納入（売払い）

各売払い先

※ここでいう資源再生生物とは、5で示す対象物から雑びんを除いたものとする。

(5) 資源再生生物の選別・保管

ア 回収センター

イ リサイクルプラザ ※リサイクルプラザで抽出された金属類の選別・保管に限る。

(6) 回収センターに直接搬入される資源再生生物の受入れ

回収センター

※ここでいう資源再生生物とは、5で示す対象物とする。

4 履行期間

履行期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5 資源再生物

本業務の対象とする資源再生物は次のとおりとする。

- (1) 古紙類（新聞、チラシ、雑誌、本類、段ボール、紙パック及びその他の紙類、シュレツダー紙※）
- (2) 空き缶類
- (3) 金属（自転車、自転車以外の金属）
- (4) ビン（雑びん、生きびん）
- (5) 布類
- (6) 廃食用油

各資源再生物の過去3年間の回収量は別紙1のとおり

※シュレツダー紙は市公共施設から排出されたものに限る

6 回収日及び集積所の数等

資源再生物の回収日及び集積所の数は次のとおりとする。

- (1) 回収日 月曜日から金曜日（毎月29日から31日及び年末年始を除く）
※回収日は地区ごとに定められており（地区ごとに月2回）、年度ごとに変更となる可能性がある。令和2年度の地区ごとの回収日は別紙2のとおり。
※市公共施設の回収日は別途指示する。
- (2) 回収時間 午前8時半から午後5時まで
※回収した資源再生物のリサイクルプラザへの搬入は午後4時までに行うものとする。
- (3) 集積所の数 約2,300か所
※ただし、履行期間中に増減することもある。
※地区ごとに回収日が定められており、回収日ごとに全集積所の回収を実施するわけではない。

7 回収センターの設置

受託者は、資源再生物の選別・保管及び受入れを行う場所として、本市内に次のとおり回収センターを設置するものとする。

- (1) 設置場所 資源再生物の選別・保管及び受入れの実施するにあたり適切な場所
- (2) 面積 資源再生物の選別・保管及び受入れの実施にあたり適切な面積
- (3) 施設 資源再生物の選別・保管及び受入れの実施にあたり適切な施設（倉庫等）
- (4) 設備 資源再生物の選別・保管及び受入れの実施にあたり適切な設備（電話回線等）

※別紙1の回収量や市民の搬入件数、資源再生物を売払い先へ引き渡すまでの一時保管の期間等を考慮し、必要な面積等を確保すること。市民の資源再生物の搬入は、平成31年度（令和元年度）の実績で月平均60件である。

8 本業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 資源再生物回収容器の配布、回収、管理及び洗浄

- ア 資源再生物の回収に用いる容器を、回収日前日に、指定された集積所に、必要な量配布する。配布後に容器の追加配布が必要となった場合は、追加配布を行う。
- イ 回収が終了した空き容器を回収し、本市が指定する場所（以下「容器置場」という。）に搬入する。
- ウ 容器は容器置場において受託者が責任をもって管理・保管する。
※容器は本市の負担で用意するものとする。容器が破損した場合は、本市の負担で補充を行うが、受託者が容器を適切に取り扱わなかったこと、または容器置場における適切な管理を怠ったことによっては容器が破損した場合は受託者の負担で容器を補充する。
- エ 空き缶類回収容器を除く回収容器について洗浄を行う。洗浄は容器の配布数不足や市民の苦情につながらないように行うこと。
- オ 空き缶類回収容器について、配布に支障がない数量を毎月選別し本市に報告のうえ、洗浄のためにリサイクルプラザに搬入する。洗浄が終わった空き缶類回収容器をリサイクルプラザから容器置場に搬入する。なお、リサイクルプラザに搬入した空き缶類回収容器の洗浄は本市が行う。
- カ 容器置場の管理（清掃・施錠等）を行う。

キ 容器について

(ア) 総数 約10,000個

(イ) 配布数 回収日あたり約3,000個

内訳	空き缶類回収容器	約1,800個
	ビン回収容器	約720個
	紙パック回収容器	約240個
	廃食用油回収容器	約240個

※集積所ごとの配布数は別途指示する。

- (ウ) 規格 空き缶類回収容器・・・タテ62センチ×ヨコ35センチ×高さ33センチ
ビン回収容器・・・タテ60センチ×ヨコ43センチ×高さ40センチ
紙パック及び廃食用油回収容器
タテ53センチ×ヨコ38センチ×高さ32センチ

※回収容器は全てプラスチック製

(2) 資源再生物の回収及び運搬

- ア 一般家庭から集積所に排出された資源再生物を回収する。
- イ 分別区分の異なる回収容器に排出されている、もしくは資源再生物以外のごみが混在したまま排出されている等の不適切な分別で排出された資源再生物があった場合は、可能な限り集積所で手選別を行う。手選別した際に生じた資源化不適物も回収しリサイクルプラザに搬入する。

- ウ 集積所に選別不能な不適物が排出されている場合はその時点では回収せず、受託者が用意する違反ステッカーを不適物に貼付け受託者が分別指導を行う。指導の方法や不適物の回収については別途協議する。
- エ 市公共施設から排出された資源再生物を回収する。
- オ 回収した資源再生物は次の場所に搬入する。
 - (ア) 古紙類
各売払い先
 - (イ) 空き缶類及びビン
リサイクルプラザ
※荷下ろしは受託者が実施するものとする。
 - (ウ) 布類、金属及び廃食用油
回収センター
※(ア)もしくは(ウ)について、資源再生物の売払いにあたり本市が有利になると認められた場合はこの限りではない。
- カ 雨天時に排出された布類は、環境事業センターに搬入する。
- キ リサイクルプラザへの搬入にあたっては、本市及びリサイクルプラザ管理者と協議を行う。また、リサイクルプラザ内においては、リサイクルプラザ管理者の指示に従うものとする。
- ク 回収した資源再生物の重量は、本市や各売払い先が使用する計量機又はトラックスケールを使用して計量するものとする。
- ケ 自治会（町内会等を含む。以下同じ。）ごとの資源再生物回収量を記録する。
- コ 回収後に集積所に排出された資源再生物についても回収する。回収した資源再生物は、集積所に排出されたものと同様に扱う。
- サ 回収作業時は本業務の受託者であることが分かるよう車両に統一した表示を行う。本業務に従事していないときは当該表示を外すこと。

(3) 回収センターに直接搬入される資源再生物の受入れ

回収センターにおいて、本市内の一般家庭から直接搬入される資源再生物（以下「直接搬入物」という。）の受入れを次のとおり行うものとする。

- ア 受託者の負担で直接搬入物の受入れ・選別・保管を行う。
- イ 直接搬入物は、資源再生物の資源化を誠実に履行する売払い先に売払う。
- ウ 受入れの受付時間は次のとおりとする。
受付日時 月曜日～金曜日 午前9時～午前12時 午後1時～午後4時
ただし、土日及び資源再生物の回収がない平日、年末年始（原則として12月29日から1月3日）は除く。
- エ 受付日時において資源再生物の分別・排出方法や直接搬入に関する問合せに適切に対応する。（電話対応含む。）
- オ 受付日時において、回収センターに従業員が1名以上常駐し、直接搬入物の受付をする。

(4) 回収センターに搬入した資源再生物の選別・保管・売払い

受託者が回収センターに搬入した資源再生物について、次のとおり選別・保管・売払いを行うものとする。なお、選別過程において発生した残渣については、本市処理施設で処分可能なものは本市処理施設へ、また本市処理施設で処分が困難なものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2で規定する廃棄物再生事業者等に引渡し適正に処理すること。

【※「(8) 資源化不適物の運搬」参照】

ア 金属

(ア) 自転車

受託者の負担で選別・保管・売払いを行い、売払いの収益は受託者の収入とする。

(イ) 自転車以外の金属

売払い先に引き渡すまで適切に保管する。品目毎に選別し売払いを行う場合は、選別前の状態で売払った場合に支払われる額を売払い額とする。品目毎に選別し売払うことにより得られた差額分の収益は受託者の収入とするが、その選別・保管・売払いに関する経費は受託者の負担とする。

イ 布類

選別し売払い先に引き渡すまで適切に保管する。

ウ 廃食用油

選別し売払い先に引き渡すまで適切に保管する。

(5) リサイクルプラザでの金属類の選別

リサイクルプラザ内の本市が指定するエリアで、金属類の選別（以下「本選別」という）を次のとおり行うものとする。本選別にあたっては、1名以上を従事させるものとし、本市及びリサイクルプラザ管理者と協議を行う。また、リサイクルプラザ内においては、リサイクルプラザ管理者の指示に従うものとする。

ア 選別内容

空き缶類の選別において抽出された金属類（鉄二級品や非鉄類）を売却単価がより高額となるよう手選別する。

イ 処理量

平成29年度実績	約193トン
平成30年度実績	約171トン
平成31年度（令和元年度）実績	約174トン

ウ 選別作業可能日及び時間

月曜日～金曜日（祝日を含む） 午前9時～午後4時（午前12時から午後1時を除く）

エ 本市が貸与する設備

本市は、本選別に使用するフォークリフト（燃料を含む）を受託者に貸与する。受託者は、貸与されたフォークリフトについて、使用前点検を実施するなど適正に使用するものとする。受託者の責に帰すべき理由で当該フォークリフトに破損等が発生した場合は、受託者の責任で補修等を行うものとする。

オ 受託者が用意する設備

鉄箱やパレットなど本選別に必要な設備は、受託者の負担で用意するものとする。

(6) 資源再生物の売払い

集積所及び市公共施設から回収した資源再生物、回収センターで保管した資源再生物（直接搬入物及び回収センターに搬入した金属（自転車）を除く）、リサイクルプラザで選別した資源再生物（空き缶類、生きびん）及び前項で選別した金属類について、資源再生物の資源化を誠実に履行する売払い先に売払う。売払い先の選定は受託者が行うものとする。また、受託者は、売却単価に係る入札や資源問屋との価格交渉等、あらゆる手段を講じて、可能な限り売却単価が高額になるよう努めるとともに選定過程について品目ごとの売却単価の見積書や市況を示す書類等を提出し本市に報告しなければならない。

あらゆる手段を講じたにも関わらず、資源再生物の引渡しが逆有償となった場合において、受託者が資源再生物の売払いに関しあらゆる手段を講じたことと本市が認めた場合に限り、本市が一般廃棄物として処分する。

(7) 資源再生物の売払い先への納入

集積所及び市公共施設から回収した資源再生物、回収センターで保管した資源再生物（直接搬入物及び回収センターに搬入した金属（自転車）を除く）、リサイクルプラザで選別された資源再生物（空き缶類、生きびん）及び「8－（5）」で選別した金属類について、前項で受託者が選定した売払い先に納入する。なお、回収センター及びリサイクルプラザからの資源再生物の搬出は、受託者ではなく売払い先が直接行ってもよいものとする。

リサイクルプラザからの搬出にあたっては、本市及びリサイクルプラザ管理者と協議を行う。また、リサイクルプラザ内においては、リサイクルプラザ管理者の指示に従うものとする。

(8) 資源化不適物の運搬

雨天時に集積所に排出された布類、廃食用油の入っていたペットボトルは環境事業センター（平塚市大神3230）に搬入する。布類のうち売払い先で資源化不適物として選別された残渣については、本市が承諾した場合に限り、環境事業センターに搬入することができる。また、その他の資源化不適物について、本市が承諾した場合に限り粗大ごみ破碎処理場（平塚市堤町3-5）に搬入することができる。

(9) 本市への報告

受託者は、次の内容を報告・提出する。

ア 資源再生物の回収量（毎月）

イ 自治会ごとの資源再生物回収量（毎月）

ウ 品目ごとの売却単価の見積書（毎月）

エ 品目ごとの売却金額及び金額を証明する書類（毎月）

オ 直接搬入物と回収センターに搬入した金属に関する書類（毎月）

カ 「8－(1)」で洗浄した回収容器に関する報告書(毎月)

キ 資源再生物の回収及び運搬に使用した車両や作業員に関する報告書(毎月)

※エ、オ、カ、キについては、翌月14日までにリサイクルプラザに持参すること。その際、内容を説明報告すること。

(10) 受託者が平塚市廃棄物行政に資するものとして提案書により提案した業務すべて

- ・資源化量を増やす方法
- ・資源再生物を売払いした後、同資源が活用され製品として生まれ変わり資源循環されることについて、市民へ周知する方法
- ・資源再生物を集積所から持ち去りさせないための工夫及び方法

9 業務従業員

ア 受託者は、本業務の公共的使命が重大であることを念頭におき、いかなる場合でも業務に必要な従業員を確保し本業務を適正に履行すること。

イ 受託者は、本業務の履行にあたり、必要な知識及び技能をもった従業員を確保し、本業務に従事させなければならない。

ウ 受託者は、従業員の労働管理及び安全衛生管理に十分な注意を払い、事故の防止に努めなければならない。

エ 従業員は、他の車両の通行を妨害しないように本業務を履行し一般市民の車両を優先するなど臨機の措置をとること。

オ 従業員は、回収した資源再生物や回収容器が車両から落下、飛散しないよう措置をとること。

カ 従業員は、道路交通法を始めとする他の法律を順守することはもとより、市民に誤解や不快感を与えるような言動は慎むこと。

キ 従業員は、本業務に従事する際、本業務の受託者であることが分かるように服装等に統一した表示を行うこと。本業務に従事していないときは当該表示を外すこと。

ク 受託者は、従業員に対して本業務に係る法律の研修を年に1回以上開催し、その結果及び研修の効果を市に報告すること。

10 本業務に必要な設備等

本業務の履行に必要な設備、資材及び燃料を除く消耗品(運搬車両)は、受託者の負担で用意し、自ら管理するものとする。

11 委託料の支払い

本市は、毎月の本業務に係る経費から8－(6)で売払った毎月の資源再生物の売却金額を除いた金額を委託料として受託者に支払う。

12 本業務の実施状況のモニタリング

本市は、本業務の実施状況を確認するために、必要に応じて事業に関係する各種報告を求めるとことや売払い先を含む各施設への立ち入り等を行う。

1 3 車両の運行管理

本業務で使用する車両の運行について、適切に管理し遅延や資源再生物の回収漏れがないよう努めること。

1 4 事故の対応

作業中の事故（交通事故を含む）については、受託者が全責任を持って誠実に対応し解決を図ること。

1 5 緊急連絡及び処理体制

休日、早朝、夜間及び災害時等に市から指示があった場合に直ちに対応できる連絡体制と処理体制を確保すること。

1 6 平塚市廃棄物施策への協力

本市の進めている廃棄物の減量化及び資源化施策に積極的に協力するとともに、廃棄物関係部署との連携に努めること。

1 7 法令等の遵守

本業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令、規則、規格、基準等を遵守しなければならない。

以 上

(別紙1)

過去3年間の資源再生物回収量

(トン)

	平成31年度 (令和元年度)	平成30年度	平成29年度
新聞、チラシ	914	931	1,033
雑誌、本類、その他の紙類	3,251	3,327	3,431
段ボール	2,186	2,163	2,169
シュレッダー紙	18	16	15
布類	1,296	1,250	1,219
空き缶類	932	940	916
金属(自転車を除く)	533	525	479
金属(自転車)	347	341	321
ビン	1,667	1,735	1,799
紙パック	94	95	94
廃食油	101	106	109

(別紙2)

回収日一覧

地区名	町名	回収日
崇善南、中央地区	見附町、錦町、紅谷町、明石町、宮の前、宝町	毎月 第2・4 火曜日
港	高浜台、夕陽ヶ丘、代官町、久領堤、札場町、幸町、千石河岸	毎月 第2・4 火曜日
富士見、南原	桜ヶ丘、上平塚、達上ヶ丘、諏訪町、富士見町、中里、豊原町、平塚、南原	毎月 第2・4 金曜日
崇善北	立野町、浅間町、宮松町、追分	毎月 第1・3 火曜日
なでしこ、花水	唐ヶ原、撫子原、黒部丘、花水台、堇平、虹ヶ浜、龍城ヶ丘、桃浜町、八重咲町、松風町、袖ヶ浜	毎月 第1・3 金曜日
金目、土屋	広川、片岡、千須谷、南金目、北金目、真田、土屋	毎月 第2・4 月曜日
旭南	出縄、万田、高根、山下、高村	毎月 第2・4 木曜日
旭北、吉沢	公所、根坂間、河内、徳延、纏、日向岡、上吉沢、下吉沢、めぐみが丘	毎月 第1・3 水曜日
豊田、岡崎、金田	豊田平等寺、南豊田、東豊田、豊田打間木、豊田小嶺、豊田宮下、豊田本郷、北豊田、岡崎、ふじみ野、寺田縄、入野、長持、飯島、入部、中原下宿	毎月 第1・3 木曜日
八幡、四之宮、真土	西八幡、東八幡、八幡、四之宮、西真土、東真土	毎月 第2・4 水曜日
松原	老松町、八千代町、天沼、堤町、長瀬、中堂、榎木町、馬入本町、須賀、馬入	毎月 第2・4 金曜日
田村、大神、横内、横内団地、城島	田村、大神、吉際、横内、大島、小鍋島、下島、城所	毎月 第1・3 月曜日
中原、松が丘、新町	御殿、中原、東中原、新町、大原	毎月 第1・3 火曜日